

【コラム】都筑区制 20 周年記念 水と緑の散策マップ

都筑区が平成 26 年 11 月に区制 20 周年を迎えたことを記念し、それまでにあった「都筑区南部水と緑の散策マップ」と、「都筑区北部水と緑の散策マップ」の仕様を統一し、新たな散策コースや魅力スポットも加えた、「都筑区制 20 周年記念 都筑区水と緑の散策マップ」が、発行されました。

このマップは、都筑区に転入された方や区外から訪れた方に、水と緑の風景や歴史ある寺社などの様々な魅力を広く知ってもらうとともに、長く住んでいる方にも新たな発見をしてもらうことで、都筑区への愛着を深めていただくことを目的としています。



水と緑の散策マップ

【コラム】NPO法人 ぐるっと緑道

都筑区では様々なまちづくり団体が活動しています。その中の一つ、「NPO法人 ぐるっと緑道」は、中川駅前商業地区を多くの人々が訪れるようににぎわいと魅力あふれるまちにしたいという思いでまちづくりに取り組んでいます。

平成 15 年頃から地域内の歩道が途切れて危険な場所に歩道を整備する活動に取り組み、平成 21 年には、地元企業の協力も得て歩道の整備を実現しました。

また、平成 23 年には商業地区振興会や地域の大学等とも協力し、まちなぎわいと地域の交流を図るためのコミュニティカフェを開き、地域の重要な拠点となっています。平成 24 年には、ヨコハマ市民まち普請事業で、「中川ルネッサンスプロジェクト」という花と緑を生かしてまちなぎわいを取り戻す事業を提案し、整備費の助成を受け、地域住民のみなさんで協力して商業地区内の遊歩道等にステージ、ベンチや花壇、花壇への給水用井戸、花苗育成用施設（ナーサリー）等を設置しました。



中川ルネッサンスプロジェクト 活動風景

【コラム】関家住宅

仲町台駅から 15 分ほど歩いて港北ニュータウンを抜けると、勝田町に「関家住宅」があります。

開発される前のこのあたりはかつて、かやぶき屋根の農家が点在する農村地帯でした。関家住宅は、南関東で現存する最古級の民家で、国の重要文化財となっています。関家は、江戸時代に旧勝田村の名主だけでなく代官も兼ねて代々務めた旧家です（当時、他の村の名主や代官は世襲ではなく、二～三代で変わるのが通常でした）。敷地の南側には、中原街道が通っており、往時の面影を残す面積 1 万㎡もの広い敷地内に、約 400 年前に建てられた主屋の他に書院・表門・土蔵などがあります。



関家住宅

※関家住宅は、通常は公開していません。

V まちづくりの推進 (平成26年12月現在)

1 まちづくりの推進状況

ここでは、まちづくりに区民の力を結集し、区民、事業者と行政が手を携えてまちづくりに取り組んでいくための方針として、都筑区内においてまちづくりが必要と位置付けられている地区や、都市計画事業や規制・誘導方策によってまちづくりが進められている地区を示します。

(1) 市街化を推進すべき区域と市街化を抑制すべき区域の位置付け

ア 市街化区域 都市計画^(注1)

都筑区では区の面積の約66%にあたる18.4km²が市街化区域として指定されています。

市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

イ 市街化調整区域 都市計画

早淵川沿いの地域と、南部の農地や樹林地を中心とした9.6km²が指定されています。

市街化調整区域は、基本的に市街化を抑制すべき区域で、区域内では建築行為や開発行為が制限されます。

(2) 計画的な再開発を促進すべき地区の位置付け

ア 1号市街地、戦略的地区 都市計画

港北ニュータウン駅前センター地区、港北ニュータウンセンター地区、港北ニュータウン中央地区が1号市街地及び戦略的地区に指定され、整備が進められてきました。

1号市街地は、市街化が成熟段階に入っており、既成市街地の整備改善を実現するため、再開発を推進することが必要な地区として位置付けられています。
戦略的地区は、1号市街地のうち、事業実施の熟度が不足している地区及び民間による事業が想定され、規制・誘導を主体として整備開発を図る地区として位置付けられています。

(3) 市街地開発や、良好な街並みの維持、増進を目的としたまちづくりの推進状況

ア 土地区画整理事業 都市計画

横浜北部新都市^(注2)第一地区、第二地区、中央地区、及び関耕地地区、北山田第一地区、池辺不動原地区が土地区画整理事業で整備されました。

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

(注1) 都市計画：都市計画で定められたもの。

(注2) 横浜市北部新都市：現在の「港北ニュータウン」。

イ 駐車場整備地区 都市計画

港北ニュータウン第一駐車場整備地区（約 22.7ha）、港北ニュータウン第二駐車場整備地区（約 44.5ha）の2地区が指定されています。

〔 駐車場整備地区は、路上駐車が多く交通機能が著しく阻害されている地区において、道路の効用を保ち円滑な道路交通を確保するために、駐車場の整備推進を図る目的で定められる地区です。 〕

ウ 地区計画 都市計画

港北ニュータウンの一部、池辺不動原地区、関耕地地区など7地区が定められています。

〔 地区計画は、土地所有者の意見を反映させながら地区の特性に応じて、建物の建て方の詳細なルールや地区施設（主に地区住民の利用する区画道路、公園、緑地、広場など）等を定めることができる制度です。 〕

エ 建築協定

港北ニュータウン新吉田工場倉庫地区、港北ニュータウン荏田南2-2街区、港北ニュータウン荏田東二丁目21-1・3地区、ヴェレーナガーデンセンター南、ブレイズスクエア・センター北、川向町工業地区、港北ニュータウン薫風台、港北ニュータウンタ月野、港北ニュータウンせきれい台、港北ニュータウンつづき野の10地区で定められています。

〔 建築協定は、建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する基準についての協定を土地の所有者等が締結するものです。 〕

オ 街づくり協議

港北ニュータウン第一地区と第二地区が指定されています。

〔 街づくり協議は、横浜市街づくり協議要綱により、市民と行政のまちづくりに関する情報の提供・収集、再開発事業の推進、個々の建築活動の誘導などを目的として、個々の建築計画等に関する協議を行い、まちづくりを進めていく制度です。 〕

カ 街づくり協定

港北ニュータウンタウンセンター地区、港北ニュータウン中川駅前センター地区、港北ニュータウン仲町台駅前センター地区、港北ニュータウン北山田駅前センター地区で定められています。

〔 街づくり協定は、より良いまちづくりを推進するために必要な事項を定めたもので、用途、建築物の規模、意匠、壁面の位置、駐車場に関する基準、緑に関する基準、集合住宅の制限、敷地分割禁止などに関する基準が定められています。 〕

キ 地域まちづくりプラン

都筑ふれあいの丘まちづくり協議会が、地域まちづくりプランの策定を目指して検討を進めています。

地域まちづくりプランは、地域まちづくり組織^(注)が、地域住民等の理解や多数の支持を得てとりまとめた地域の目標・方針やまちづくり・自主活動など課題解決に向けた取組の計画で、横浜市地域まちづくり推進条例に基づいて市長が認定することができます。

地域まちづくり組織は、地域まちづくりプランに基づき、市と連携しながら事業推進を図っていくなど、プランの実現に向けた取組を行っていくことができます。

ク 地域まちづくりルール

東山田準工地域をまもる会が策定したルールが地域まちづくりルールとして認定され、運用されています。

地域まちづくりルールは、地域まちづくり組織が主体となり地域住民等の理解や支持を得ながら、建物や土地利用などについてのルールを自主的に定め、横浜市地域まちづくり推進条例に基づいて市長の認定を受けたものです。

地域まちづくり組織がルールを自主運用することにより、地域まちづくりを推進していくことができます。

ケ 特別緑地保全地区 都市計画

都筑区内では、川和特別緑地保全地区、池辺町滝ヶ谷戸特別緑地保全地区、池辺町八所谷戸特別緑地保全地区の3地区が指定されています。

特別緑地保全地区は、都市の中のまとまりのある緑地を永続的に保全し、緑豊かな街の環境を維持する制度です。

コ 市民の森

都筑区内では、川和市民の森、(仮称)池辺市民の森の2地区が指定されています。

市民の森は、緑を守り育てるとともに、山林所有者の方々のご協力により、市民の憩いの場として公開させていただく横浜市独自の制度です

サ 緑地協定

都筑区内で28箇所の指定があります。

緑地協定は、都市緑地法に基づき、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結し、横浜市に認可申請するものです。

^(注) 地域まちづくり組織：地域まちづくり組織とは、地域まちづくりプラン・地域まちづくりルールを策定・運用するために、地域住民等の理解や多数の指示を得て活動する組織です。地域まちづくり組織と市が連携して運用し、地域まちづくりを推進しています。

(4) 工業を振興する地域の位置付けと推進状況

ア 工業集積地域

都筑区では、鶴見川沿いの一帯が工業集積地域に位置付けられています。

工業集積地域は、都市機能と調和を図りつつ工業集積の維持・高度化を目指す地域です。地域内での産業立地の誘導や適正な土地利用を図るため、工場の移転等による大規模な土地の取引が行われる前に、土地の売主に対し、その土地の利用に対する市の考え方や、適用される制度等をお知らせしています。

(5) 農業を振興する地域の位置付けと推進状況

ア 農業振興地域

大熊町、川向町、折本町、東方町、池部町、川和町、佐江戸町の一部が指定されています。

〔 市街化調整区域内で農業の振興を図るべき地域として定められます。 〕

イ 農用地区域

新羽大熊、池辺、東方、折本、大熊、佐江戸宮原、川向の7地区が指定されています。

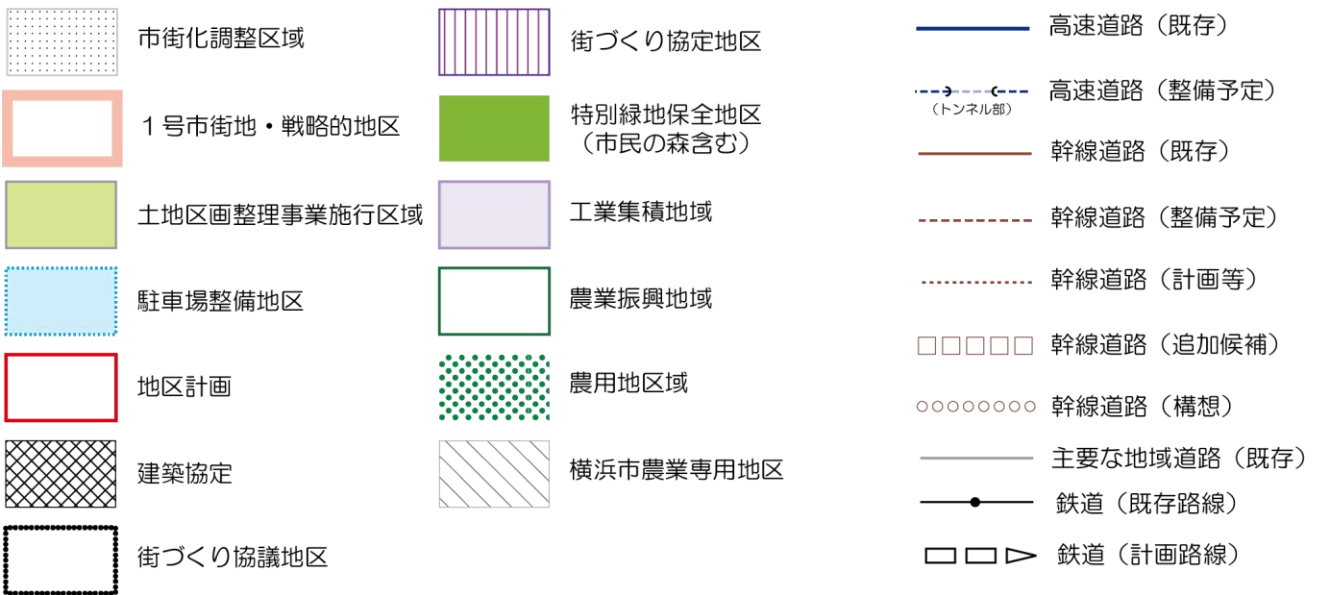
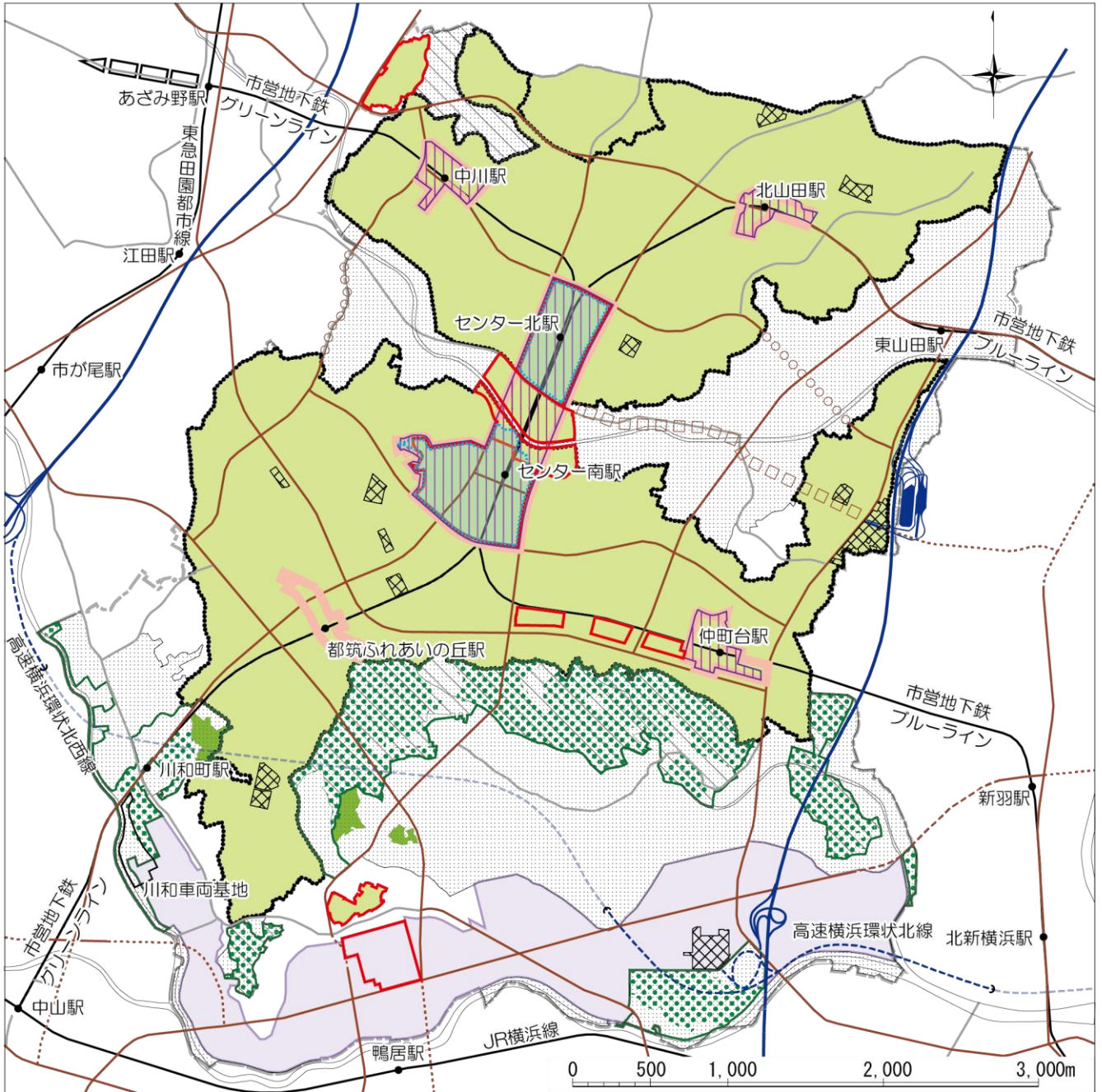
農用地区域は、農業振興地域内の土地で農業上の利用を図るべき土地の区域として、農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められます。

ウ 横浜市農業専用地区

池辺、東方、折本、大熊、新羽大熊、牛久保、佐江戸宮原の7地区が指定されています。

農業専用地区は、都市農業の確立と都市環境の保全を図ることを目的として、市長が指定します。指定を受けると、①土地基盤整備事業、②農地流動化事業、③農業近代化施設整備事業、④地域環境整備事業、⑤地区推進活動事業の5つの事業を実施することができます。

まちづくりの推進状況図



2 地区まちづくりの推進

都筑区まちづくりプランでは、各分野別にまちづくりの方針を示すことを目的としています。その具体化を図るためには、地域の人たちが話し合いながら、様々な手法を活用したまちづくりの実現に向けて検討を進めていくことが望まれます。

都筑区では、「まちづくり重点検討地区」におけるまちづくりの重点的な検討や、地域が主体となったまちづくりの活動により、地区レベルのまちづくりを推進していきます。

(1) まちづくり重点検討地区

地域の土地利用に大きな影響を与える鉄道駅や大規模な公共公益施設など、施設の整備が完了又は事業中の地区を「まちづくり重点検討地区」と位置付け、多様な手法を活用したまちづくりの検討を重点的に行います。

■駅周辺のまちづくり

都筑区内には次のような駅があり、それぞれの特徴や課題にあわせた駅周辺のまちづくりを進めていくことが重要です。

これらの駅周辺のうち、市街化区域内の駅周辺のまちづくりは充実しつつあります。

一方、市街化調整区域内の駅周辺では、駅前立地の特性を生かした基盤整備等の新たなまちづくりを進めるため、「東山田駅周辺地区」と「川和町駅周辺地区」の2地区を「まちづくり重点検討地区」に位置付けます。

都筑区内の各駅周辺の特徴や課題 ※太字がまちづくり重点検討地区

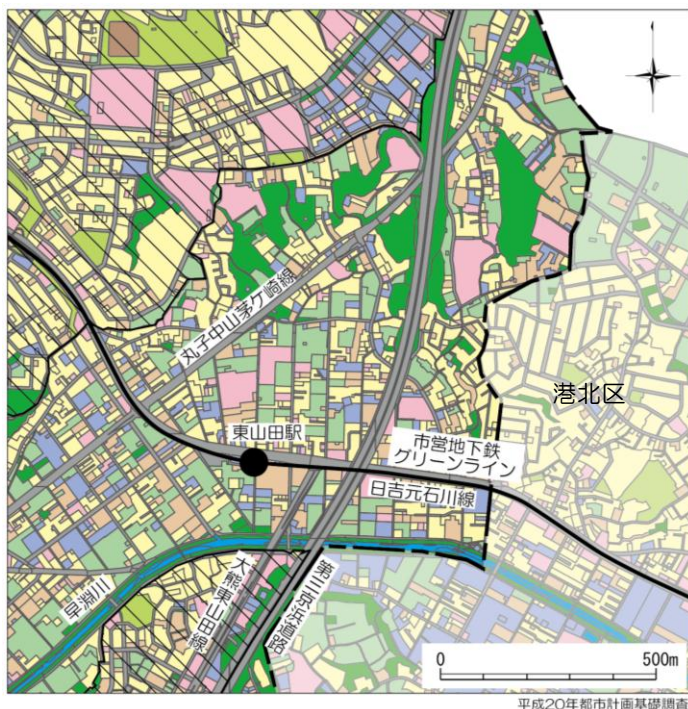
駅の分類		該当する駅	特徴・課題
タウンセンター内の駅		センター北 センター南	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンセンターとして都市機能が高度に集積 ・都市機能の維持・充実とまちの魅力の更なる向上、車の渋滞対策等が課題
その他の駅 市街化区域内の	市営地下鉄 ブルーライン	中川 仲町台	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺のまちができてあがるのに合わせて整備された駅で、都市機能が比較的集積 ・商業、サービス等の機能の維持・充実が課題
	市営地下鉄 グリーンライン	北山田 都筑ふれあいの丘	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺のまちができてから整備された新しい駅のため、都市機能の集積は途上 ・商業、サービス等、区民が必要とする機能の充実が課題
市街化調整区域内の駅		東山田 川和町	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の集積は見られない ・駅周辺という立地特性を生かしたまちづくりの検討が必要

■インターチェンジ周辺のまちづくり

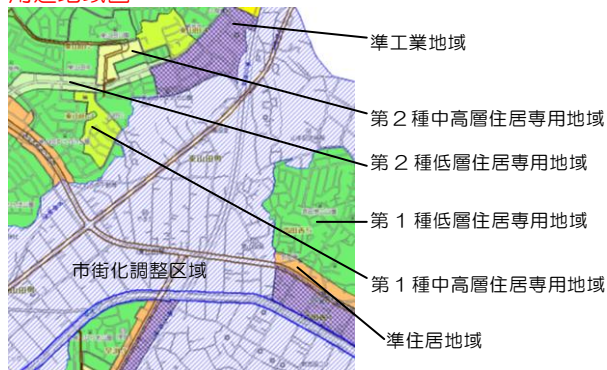
「川向町地区（港北インターチェンジ周辺地区）」では、高速横浜環状北線・北西線と（仮称）港北ジャンクション・出入口の整備が進みつつあり、土地の有効活用や広域的な産業拠点としての可能性が高まるとともに、土地利用転換による影響が大きくなると予想されることから、「まちづくり重点検討地区」に位置付けます。

■ 東山田駅周辺地区

土地利用の現況



用途地域図



□ 現況

- 地区の周辺部には比較的急峻な斜面があります。
- 人口は、東山田駅の北東側の第三京浜道路周辺でやや減少していますが、その他の地域は増加傾向にあります。
- 地区の中央を日吉元石川線、丸子中山茅ヶ崎線が縦横断しています。また、第三京浜道路で地区が分断されています。
- 市営地下鉄グリーンラインが平成20年に開通し東山田駅が整備されました。
- 東山田駅は市街化調整区域内に位置し、1日当たりの乗降客数は9,000人強（平成25年度）で、増加傾向にあります。

□ 課題

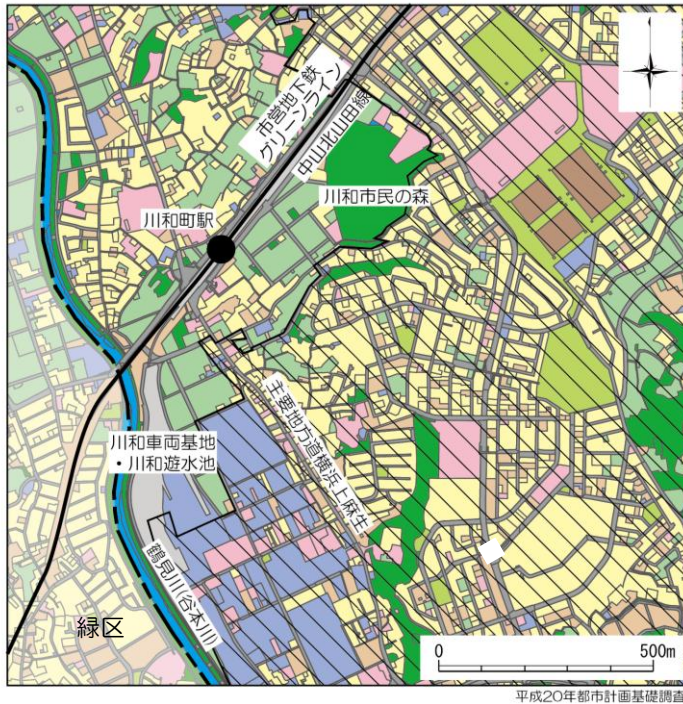
- 駅周辺の買物の利便性やまちのにぎわいを求める声が地域住民のアンケート結果から見られます。
- 東山田駅では、一部路線のバス停が駅から離れており、バス利用者の利便性が低くなっています。
- 農地として区画整備された地区は道路の幅員が狭く、一部では狭あい道路があります。特に東西方向の道路が不足しています。
- 駅周辺は、高密度な戸建て住宅や工場、資材置場、農地などが混在しています。
- 身近な公園が不足している地域があります。
- 早淵川沿いでは過去、河川や下水道から何度も水があふれました。また、今も浸水想定区域が多く存在します。

□ まちづくりにあたっての配慮事項

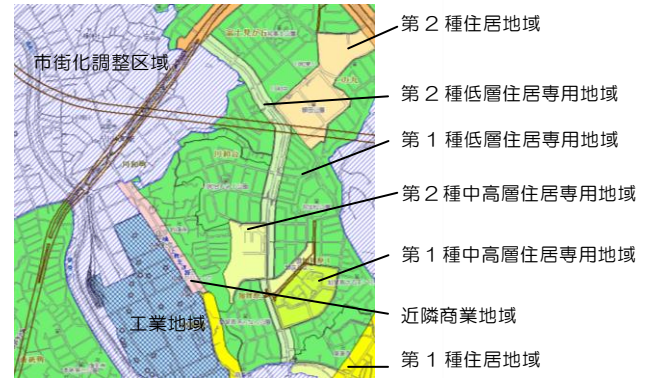
- 進みつつあるスプロール化を防止し、土地利用の整序を図ること。
- 地区の利便性と防災性の向上に寄与するよう地区内の都市基盤の整備水準を高めること。
- 既存の緑地や農地の保全、施設の緑化により、周辺土地利用との調和を図ること。

■川和町駅周辺地区

土地利用の現況



用途地域図



□現況

- 主要地方道横浜上麻生の西側は平坦な地形、東側はゆるやかな丘陵地になっています。
- 人口は主要地方道横浜上麻生の西側では減少傾向、東側では増加傾向にあります。
- 主要地方道横浜上麻生と中山北山田線という2本の幹線道路が交差しています。
- 市営地下鉄グリーンラインが平成20年に開通し、川和町駅が整備されました。
- 川和町駅は市街化調整区域内に位置し、1日当たりの乗降客数は7,000人強（平成25年度）で、増加傾向にあります。
- 川和車両基地・川和遊水地が平成20年に整備されました。
- 川和市民の森が、平成26年に開園しました。

□課題

- 川和町駅の整備によって、駅周辺での生活利便施設の立地や基盤整備を求める声が強まっています。
- 主要地方道横浜上麻生の歩道が狭く問題となっています。
- 農地として区画整備されていない地区では細街路が迷路状に形成され、不整形な街区になっています。また、その地区では、無秩序な宅地開発が進みつつあります。
- 身近な公園が不足している地域があります。
- 鶴見川（谷本川）沿いでは過去、河川や下水道から何度も水があふれました。また、今も浸水想定区域が多く存在します。

□まちづくりにあたっての配慮事項

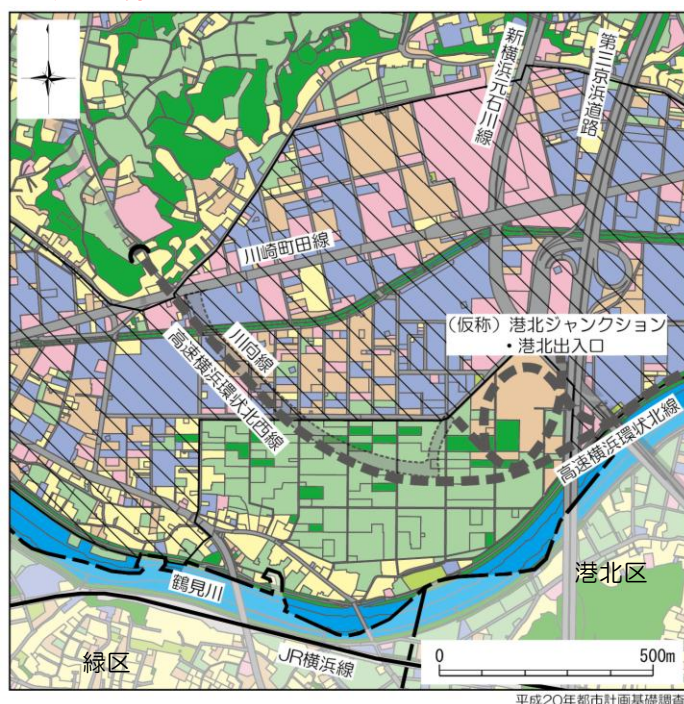
- 隣接地の多様な特性に配慮しながらスプロール化を防止し、土地利用の整序を図ること。
- 地区の利便性と防災性の向上に寄与するよう地区内の都市基盤の整備水準を高めること。
- 既存の緑地の保全や施設の緑化を図ること。
- 保水・遊水機能を確保すること。

□活動団体（平成26年12月時点）

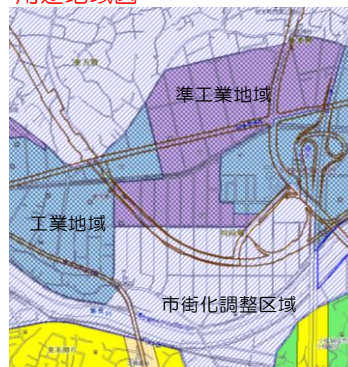
- 川和町駅周辺B地区土地区画整理組合設立準備会

■川向町地区（港北インターチェンジ周辺地区）

土地利用の現況



用途地域図



□現況

- ・鶴見川沿いから川崎町田線周辺にかけて、平坦な地形が続いています。
- ・人口は減少傾向にあります。
- ・地区内の農地は農業振興地域及び農用区域に指定され、農地の維持が図られています。
- ・地区内の主な幹線道路としては、川崎町田線と新横浜元石川線があり、現在、新たに高速横浜環状北線・北西線の整備が進められており、第三京浜道路との交差部には（仮称）港北ジャンクション・港北出入口が設置される予定になっています。また、川向線の整備が予定されています。

□課題

- ・高速横浜環状北線・北西線の整備により、地区の分断や営農環境の変化等、問題の発生が懸念される一方、交通利便性の向上により港北インターチェンジ周辺の土地利用の可能性が高まります。
- ・港北インターチェンジ周辺は、市街化調整区域が多く、交通利便性を生かした土地利用は進んでいません。
- ・鶴見川沿いでは過去、河川や下水道から何度も水があふれました。また、今も浸水想定区域が多く存在します。
- ・身近な公園が不足している地域があります。

□まちづくりにあたっての配慮事項

- ・高速横浜環状北線・北西線の整備による、優れた交通利便性を生かした産業の誘致・集積など、地域特性に応じた戦略的な土地利用の誘導を図ること。
- ・施設の緑化を図ること。
- ・保水・遊水機能を確保すること。

□活動団体（平成26年12月時点）

- ・川向町まちづくりの会
- ・川向町南耕地地区土地区画整理組合設立準備会

(2) 地域主体のまちづくりの推進

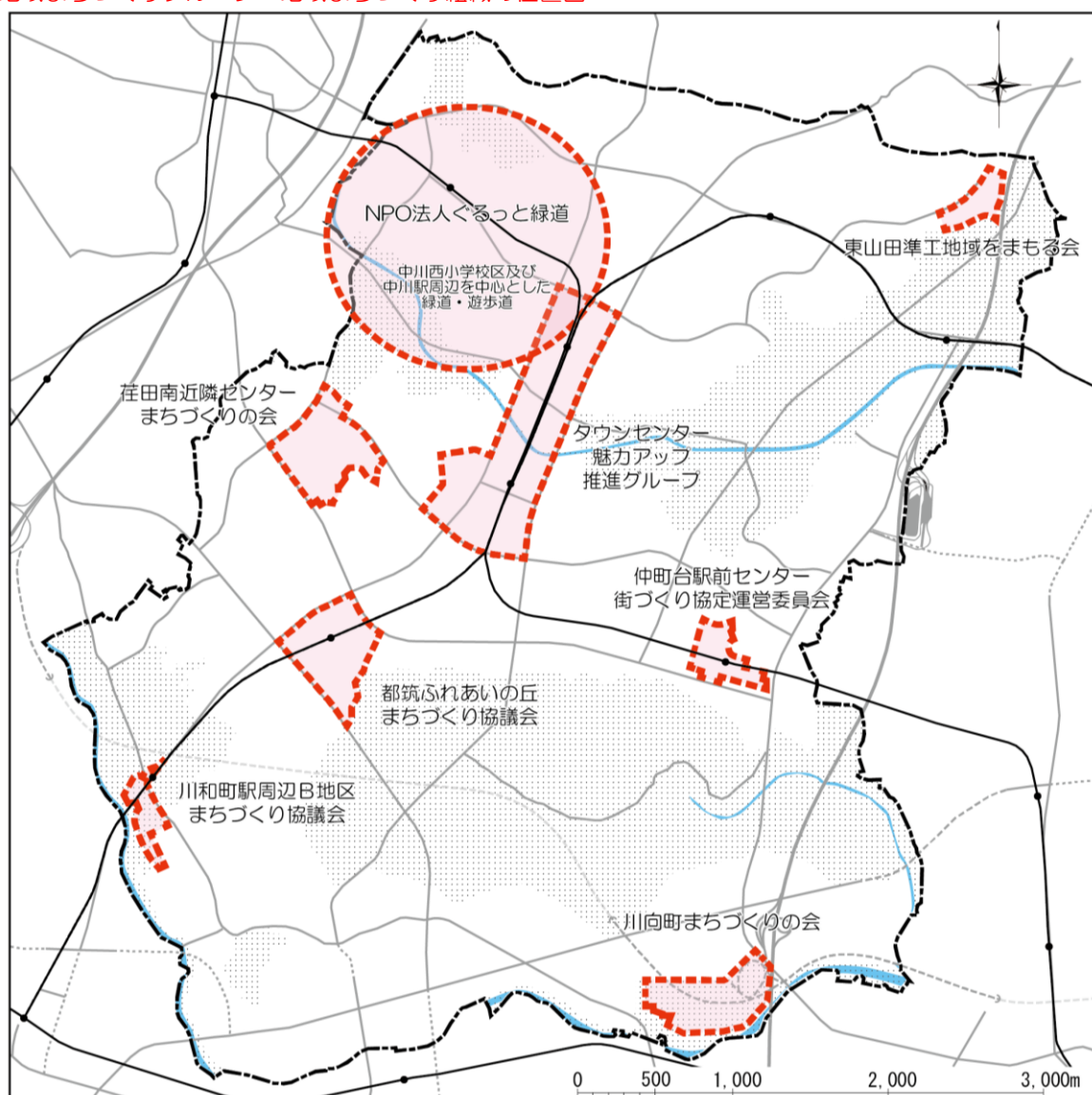
地域の魅力の向上や地域が抱える課題の解決には、身近な地域でまちづくり活動を行うグループの役割が重要であり、横浜市は今後も活動を支援していきます。

地域の生活環境を維持向上させるため、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく、「地域まちづくり支援制度」などを活用して「地域まちづくりグループ」等が主体となって、地域のプラン・ルールづくりや地域まちづくり活動を行っています。平成26年12月現在、都筑区内では7つの地域まちづくりグループ、地域まちづくり組織が1つが登録されています。

また、横浜市地域まちづくり推進条例に基づくヨコハマ市民まち普請事業による地域主体の身近なまちの整備が都筑区内でも行われています。

公園愛護会や水辺愛護会、ハマロード・サポーターなどによる公園や道路等の管理や利用マナー啓発等の活動、身近な地域・元気づくりモデル事業に基づく地域団体の連携による地域課題の解決、地域緑のまちづくり事業に基づく地域ぐるみの緑化等、様々なグループが多様な地域まちづくりの推進を担っています。

地域まちづくりグループ・地域まちづくり組織の位置図



【関連する計画・取組】地域まちづくりグループ及び地域まちづくり組織の活動状況

(平成26年12月時点)

■仲町台駅前センター街づくり協定運営委員会(登録 平成25年4月5日)

港北ニュータウン仲町台駅前センターにおいて、関係者のまちづくりに対する意志の統一を図り、調和のとれ、魅力と活力あるまちづくりを進めることを目的とし、「仲町台駅前センター街づくり協定」を運用している。

■東山田準工業地域をまもる会(組織認定 平成26年11月25日)

東山田の準工業地域において、本来の準工業地域の環境と住宅地としての環境が問題なく共存できるよう、地域まちづくりルールの運用を実施している。

■川和町駅周辺B地区まちづくり協議会(登録 平成22年5月27日(変更 平成24年7月4日))

地区内の地権者により、川和町駅周辺にふさわしい土地利用や道路などの公共施設について検討し、土地区画整理事業の実施を目指すことにより、安全で快適な魅力あるまちづくりを推進している。

■荏田南近隣センターまちづくりの会(登録 平成21年5月11日)

荏田南近隣センター周辺を中心に、まちの景観維持、荏田南近隣センター設立当初の合意のルール化を検討。また、商店街を核として、地域の住環境の向上、安心安全なまちづくりを推進している。

■都筑ふれあいの丘まちづくり協議会(登録 平成19年7月20日(変更 平成25年2月28日))

都筑ふれあいの丘駅の新設をきっかけに、まちづくりの課題に関する調査活動、学習活動及び意見交換活動を始め、地域の住環境の向上や、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進している。

■川向町まちづくりの会(登録 平成19年3月6日)

これから急激に進む少子高齢化社会に向け、皆が安全で安心できるまちづくりを目指している。高速横浜環状北西線整備による環境変化への対策及び川向町の魅力を生かしたより良いまちづくりを検討し、活動している。

■タウンセンター魅力アップ推進グループ(登録 平成18年11月29日(変更 平成19年12月6日))

タウンセンター地区の魅力向上に向け、望ましい土地利用形態のルールづくりやにぎわいづくりを検討している。

■NPO法人ぐるっと緑道(登録 平成18年1月30日(ぐるっと緑道・遊歩道研究会で登録))

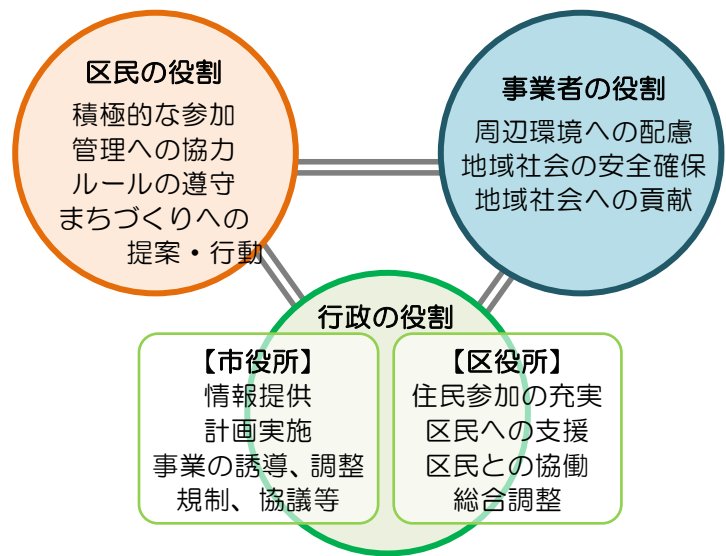
市営地下鉄ブルーラインの中川駅周辺のまちづくりを行っており、「地域の活性化」、「地域のネットワークと絆づくり」、「安心・安全なまちづくり」の実現を目的に、地域活性化プランづくりと実施、コミュニティカフェの運営、地域イベントの実施、安心・安全な歩道・遊歩道づくりなどの活動をしている。

3 まちづくりの推進に向けて

－区民、事業者、行政が手を携えて取り組むまちづくり－

今後の都筑区のまちづくりは、この都筑区まちづくりプランに基づいて都市計画や個別の事業計画など具体的な計画が定められ、実施に移されることにより進んでいきます。

港北ニュータウンは、その基本理念の一つに「市民参加のまちづくり」を掲げ、開発が進められてきました。都筑区では今後もこの基本理念を受け継ぎ、区民、事業者、行政等がそれぞれの責務を十分意識しながら、パートナーシップを基本としてまちづくりに取り組んでいきます。



(1) 区民の役割

都筑区まちづくりプランを実現するために、区民のみなさんには、地域に関心を持ち次のような役割を担うことが求められています。

- ・ 行政が実施する施策や事業に対する積極的な参加や提案
- ・ 地域に関心を持ち、身近な公園や道路、コミュニティ施設などの管理への協力
- ・ みんなが気持ち良く住み続けられるよう、地域社会のルールの遵守
- ・ 地域の課題解決に向けた、提案や可能な範囲での行動

特に、今後更に機会が増えていくと思われる区民参加にあたり、区民のみなさんの次のような行動が期待されます。

- ・ それぞれの立場に応じた様々な意見があることを理解し、自分の要望や意見を「地域」や「公」の視点から考える
- ・ 互いの異なる意見を尊重し、地域としての合意形成を図る
- ・ 地域の課題の解決のために、地域で主体的にまちづくりに取り組む

(2) 事業者の役割

区内の企業や学校などの事業所も、法人区民として、都筑区のまちづくりのために次のような役割を担うことが期待されます。

- ・ 街並みの維持、向上など周辺環境に配慮した企業活動の推進
- ・ 所有する資源を生かした発災時における地域社会の安全確保
- ・ 事業所本来の活動やボランティア活動を通じた地域社会への貢献

(3) 行政の役割

市役所は、都筑区まちづくりプランの実現に向けて、次の役割を担います。

- ・情報提供：市が実施する事業をはじめ、まちづくりに関する情報を区民のみなさんに積極的にお知らせしていきます。
- ・計画実施：都筑区まちづくりプランに位置付けられた主な取組の実現に向けて、その緊急性や重要性を考慮しながら推進していきます。取組は、その性格に応じて、区民のみなさんの意見を積極的に反映させながら進めていきます。
- ・事業の誘導、調整：民間事業者が設置主体となる福祉施設や公共交通サービスなどについては、事業者を適切に誘致、誘導します。他の行政機関が事業主体となるものについては、調整を図ります。
- ・規制、協議等：開発行為や建築行為については、法や条例に基づいて適切に規制・誘導するとともに、必要に応じて事業者と協議します。

特に区役所は、区民に身近な行政サービスを提供するという自らの立場を自覚して、次のような役割を果たしていきます。

- ・住民参加の充実：まちづくりに多くの区民の意見や提案が反映されるよう、様々な工夫を施し、充実させます。
- ・支援：区民の主体的なまちづくりへの取組を支援します。
- ・協働：区民とともに、地域の資源を生かしながら、きめ細かなまちづくりに取り組みます。
- ・総合調整：地域としての総合的な視点をもって、関係者との調整を行います。

【主な取組】

■区民同士の相互理解や区外へのPRのための情報提供 <ul style="list-style-type: none">・地域への共通理解を深めるためのＩＴＣなどの多様な媒体の活用・区内の魅力スポットや魅力的な住環境、魅力的な区民活動のPR	■区民主体の地域まちづくり活動の推進・支援 <ul style="list-style-type: none">・地域まちづくり活動やイベントなどを行う団体への支援・防犯に対する安全性の向上や地域の活性化などのエリアマネジメントへの支援・行政と区民の連携を目指した様々なまちづくり関連コミュニティビジネスの創出支援
■区民と行政が一体となったまちづくり <ul style="list-style-type: none">・公共公益施設整備やその他の行政施策への、早い段階からの区民の参加・区実施の事業への区民の参加と協力の推進	■企業や事業所の地域貢献の推進・支援 <ul style="list-style-type: none">・企業や事業所、大学などの人材・資源を生かした地域貢献の協力への呼びかけ

(4) 都筑区まちづくりプランの充実

都筑区まちづくりプランでは、各事業の目標年次をおおむね 10 年、施策の方向はおおむね 20 年を目標年次として想定していますが、計画想定期間内であっても、上位計画の改正や社会経済状況の変化に応じて見直し、より良いものに改善していきます。

また、都筑区まちづくりプランに基づく具体的なまちづくりの検討及び実施状況については、適宜、点検・評価し、その結果を次回の都筑区まちづくりプランの改正にも反映していきます。その実施にあたっては、区民が参加できる機会を設けます。

まちづくりには終わりがありません。より良いまちづくりには、施設や道路などの整備だけでなく、まちの維持・改善に向けた持続的な取組が大切です。そうした取組は、その地に住まう人、働く人、学ぶ人など、一人ひとりが地域に愛着を持ち、自らが地域の担い手であることを自覚して、初めて実現されるものです。

今後、この都筑区まちづくりプランを基に、より良いまちづくりを実現していくため、まちを愛するパートナーとして区民や事業者のみなさんと行政が情報や目標を共有し、共に手を携えながら、継続的な取組を進めていきます。

横浜市都市計画マスタープラン都筑区プラン
都筑区まちづくりプラン
【改定素案】
平成 27 年 1 月

横浜市 都筑区 区政推進課
〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
Tel : 045-948-2227
Fax : 045-948-2339
E-Mail : tz-kusei@city.yokohama.jp

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
Tel : 045-671-2696
Fax : 045-663-8641
E-Mail : tb-chiikimachika@city.yokohama.jp